

債券発行概要書(発行者情報)

(平成 24 年度中間事業年度)

自 平成 24 年4月 1 日

至 平成 24 年9月30日

— 発行者 —



地方公共団体金融機構

Japan Finance Organization for Municipalities

1. 本「地方公共団体金融機構債券発行概要書 発行情報 平成 24 年中間事業年度」(以下「本発行情報概要書」といいます。)は、地方公共団体金融機構法(平成 19 年 5 月 30 日法律第 64 号。以下「機構法」といい、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構法を指します。)第 40 条第 1 項に基づき発行する債券(以下「機構債券」といいます。)の発行者である地方公共団体金融機構(以下「機構」といい、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改組前の地方公営企業等金融機構を指します。)の経理の状況、その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当な事項を平成 24 年 9 月 30 日時点の情報に基づき記載しています。なお、将来に関する事項については、本発行情報概要書の日付現在において判断したものです。
2. 当機構は、機構債券のうち政府保証のない一般担保付公募債(以下「地方金融機構債」といいます。)を発行の都度、当該地方金融機構ごとに「地方公共団体金融機構債券発行概要書 証券情報」(以下「各証券情報概要書」といいます。)を作成する予定です。各証券情報概要書には、該当する地方金融機構債に関する詳細が記載されます。地方金融機構債への投資判断にあたっては、当該各証券情報概要書も併せてご覧ください。また、本発行情報概要書作成以後に公表すべき事項が発生した場合、各証券情報概要書に補完情報として記載することとします。
3. 機構債券については、金融商品取引法(昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号)第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、したがって、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われていません。本発行情報概要書は、機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令(平成 20 年 7 月 31 日総務省令第 87 号。以下、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構の財務及び会計に関する省令を指します。)に定める財務諸表、事業報告書及び決算報告書等の既存の資料を抜粋又は要約の上、当機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法に基づく法定開示書類ではありません。
4. 本発行情報概要書には当機構の財務諸表を記載していますが、これは機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令に依拠して作成したものです。当該財務諸表は、機構法第 37 条第 1 項に基づき、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けておりますが、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明は受けていません。

本発行情報概要書に関する連絡場所

東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号

電話番号 東京 03-3539-2696

地方公共団体金融機構 資金部 資金課

目 次

第一部【法人情報】	1
第1【法人の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
3【従業員の状況】	2
第2【事業の状況】	3
1【業績等の概要】	3
2【対処すべき課題】	14
3【事業等のリスク】	26
4【経営上の重要な契約等】	28
5【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	28
第3【設備の状況】	28
1【主要な設備の状況】	28
2【設備の新設、除却等の計画】	29
第4【機構の状況】	29
1【出資金等の状況】	29
2【役員等の状況】	29
第5【経理の状況】	30
【中間財務諸表等】	31
(1)【中間財務諸表】	31
①【中間貸借対照表】	31
②【中間損益計算書】	32
③【中間純資産変動計算書】	33
④【中間キャッシュ・フロー計算書】	35
(2)【主な資産及び負債の内容】	76
(3)【その他】	76
第6【機構の参考情報】	76
中間監査報告書	巻末

第一部【法人情報】

第1【法人の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第3期中 平成22年9月	第4期中 平成23年9月	第5期中 平成24年9月	第3期 平成23年3月	第4期 平成24年3月
経常収益 (百万円)	272,004	259,307	246,674	539,997	511,805
経常利益 (百万円)	126,157	118,881	110,005	247,569	230,055
当期純利益 (百万円)	7,783	11,176	10,714	16,074	21,632
出資金 (百万円)	16,602	16,602	16,602	16,602	16,602
純資産額 (百万円)	75,037	83,361	104,666	69,382	93,696
総資産額 (百万円)	23,442,512	23,567,505	23,848,822	23,226,787	23,340,707
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	297,528	334,096	861,701	△166,498	△43,268
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△305,560	△429,477	△108,977	527,170	△304,944
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	△350,000	6,696	3,830
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	141,232	421,251	574,973	516,633	172,250
職員数 (人)	81	88	88	83	87

(注) 1. 当機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成していません。

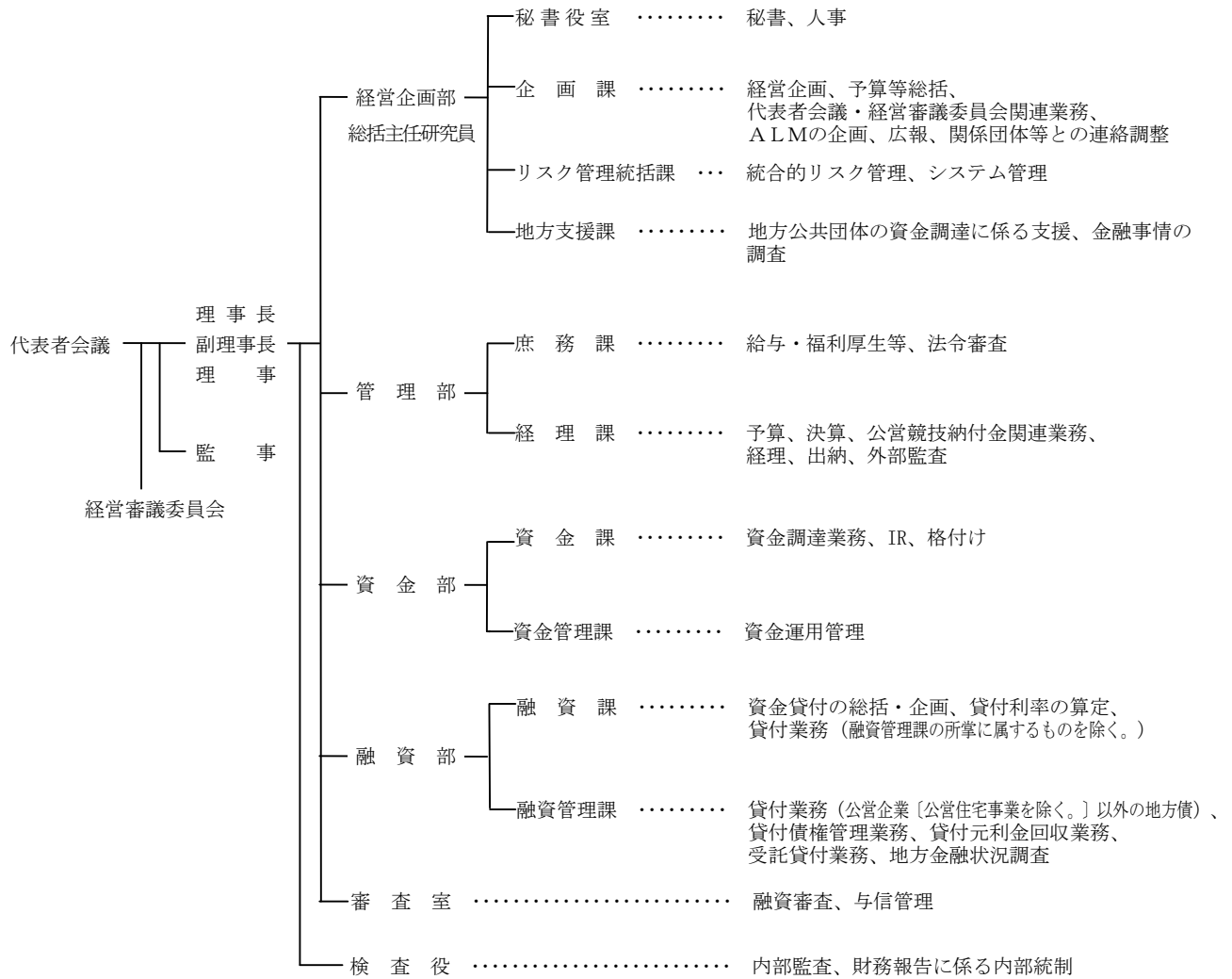
2. 当機構の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 公営企業金融公庫（以下「公庫」といいます。）の出資金166億円（全額政府出資）については、公庫の廃止に伴い全額を国庫に返還してしております。当機構の出資金は、全地方公共団体（都道府県・市区町村）の出資によるものであります。

2 【事業の内容】

当中間事業年度において、当機構の業務の内容について重要な変更はありません。

(参考) 組織図及び事務分掌 (平成 24 年 9 月 30 日現在)



3 【従業員の状況】

平成 24 年 9 月現在における当機構の職員数は、88 人となっております。なお、職員の給与については、都道府県等地方公共団体における給与改定の動向等を踏まえて改定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

①業績

当中間事業年度の業績は以下のとおりであります。

(当中間事業年度の損益状況)

経常収益は2,466億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益2,457億円であります。また、経常費用は1,366億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用1,322億円であります。

この結果、経常利益は1,100億円となりました。

これに、公庫債権金利変動準備金から金利変動準備金への繰り入れ及び機構法附則第14条に基づく国庫納付に伴う公庫債権金利変動準備金取崩額5,700億円と、公庫時代の貸付に係る当中間事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額58億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円、公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額1,051億円及び機構法附則第14条に基づく国庫納付金3,500億円を特別損失として計上しております。

この結果、当中間事業年度の機構全体の間純利益は107億円となっております。なお中間純利益の勘定別の内訳は、一般勘定が101億円、管理勘定が5億円となっております。

(当中間事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の23兆8,488億円、負債の部につきましては債券等の23兆7,441億円、純資産総額につきましては地方公共団体出資金等1,046億円を計上しております。

(中間キャッシュ・フローの状況)

当中間事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが8,617億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは1,089億円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローは3,500億円の支出となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当中間事業年度末残高は5,749億円となりました。

②貸付業務の概要

(地方債計画の概要)

平成24年度地方債計画については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域主権改革を推進し、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が地域の活性化への取り組みを着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支対応分、東日本大震災に関連する事業分のそれぞれについて策定されました。

その結果、平成24年度の地方債計画は、通常収支対応分と東日本大震災に関連する事業分を合わせると総額14兆301億円規模とされ、そのうち一般会計債は4兆9,969億円、公営企業債は2兆4,849億円、公営企業借換債は300億円、被災施設借換債は150億円、臨時財政対策債は6兆1,333億円が計上されました。

地方債計画における機構資金の額は、一般会計債、公営企業債、公営企業借換債、被災施設借換債及び臨時財政対策債について、2兆1,740億円が計上されました。

(貸付計画)

平成24年度の貸付計画は、1兆8,010億円といたしました。

(貸付けの概況)

・長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、4,423件、8,158億50百万円の貸付けを行いました。

団体種別貸付状況は、市及び特別区に対するものが最も多く、61.2%を占めております。

同意・許可前貸付については、貸付けを行わなかったところであります。

・短期貸付

短期貸付については、貸付けを行わなかったところであります。

・受託貸付(公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け)

(株)日本政策金融公庫から委託を受けて行った受託貸付については、23億13百万円の貸付けを行いました。

(元利金回収及び貸付残高の状況)

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還（交通事業の地下鉄事業特例債については半年賦元金均等償還、地域開発事業の臨海土地造成、内陸工業用地等造成に係るものについては満期一括償還）の方法により、毎年度9月20日及び3月20日に行っております。平成24年度の回収状況は、長期貸付については、定期償還として元金200,822件、7,494億72百万円、利息234,638件、2,463億62百万円を収納しました。

また、繰上償還として元金928件、685億86百万円を収納しました。

繰上償還の理由は、平成24年度公債費負担対策によるもの、東日本大震災により全部又は一部の財産が滅失したものに係るもの及び旧公庫資金により取得した資産の処分に伴うもの等であります。

平成24年9月末における公社貸付を含む長期貸付残高は234,077件、22兆3,852億3百万円で、その事業別残高は10ページの表のとおりであります。

また、平成24年9月末における受託貸付残高は23,949件、3,360億43百万円であります。

平成 24 年度地方債計画資金区分
(通常収支対応分)

(単位：億円)

項 目	平成 24 年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	18,630	5,922	1,123	11,585
2 公営住宅建設事業	1,174	504	190	480
3 災害復旧事業	290	290		
4 緊急防災・減災事業				
5 教育・福祉施設等整備事業	3,821	1,987	229	1,605
(1) 学校教育施設等	1,308	796	114	398
(2) 社会福祉施設	201		115	86
(3) 一般廃棄物処理	964	811		153
(4) 一般補助施設等	748	380		368
(5) 施設(一般財源化分)	600			600
6 一般単独事業	15,447		2,809	12,638
(1) 一般	4,390		217	4,173
(2) 地域活性化	471		112	359
(3) 防災対策	951		227	724
(4) 地方道路等	2,385		523	1,862
(5) 旧合併特例	7,250		1,730	5,520
7 辺地及び過疎対策事業	3,297	2,936		361
(1) 辺地対策	397	397		
(2) 過疎対策	2,900	2,539		361
8 公共用地先行取得等事業	472			472
9 行政改革推進	2,400			2,400
10 調	100			100
計	45,631	11,639	4,351	29,641
二 公営企業債				
1 水道事業	3,636	1,769	1,496	371
2 工業用水道事業	276		170	106
3 交通事業	2,356	485	733	1,138
4 電気事業・ガス事業	70		70	
5 港湾整備事業	618	219	52	347
6 病院事業・介護サービス事業	3,374	1,336	921	1,117
7 市場事業・と畜場事業	759		182	577
8 地域開発事業	1,304			1,304
9 下水道事業	11,908	3,570	4,039	4,299
10 観光その他事業	131		16	115
計	24,432	7,379	7,679	9,374
合計	70,063	19,018	12,030	39,015
三公営企業借換債	300		300	
四 被災施設借換債				
五 臨時財政対策債	61,333	17,170	7,187	36,976
六 退職手当債	3,700			3,700
総計	135,396	36,188	19,517	79,691

平成 24 年度地方債計画資金区分
(東日本大震災に関する事業分)

(1) 東日本大震災復旧・復興事業

(単位：億円)

項 目	平成 24 年度地方債計画		
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構
一 般 会 計 債			
公 営 住 宅 建 設 事 業	123	89	34
災 害 復 旧 事 業	38	38	
一 般 単 独 事 業	4		4
計	165	127	38
公 営 企 業 債			
水 道 事 業	10		10
病院事業・介護サービス事業	21	1	20
市場事業・と畜場事業	1		1
下水道事業	12	1	11
計	44	2	42
合 計	209	129	80
被 災 施 設 借 換 債	150		150
総 計	359	129	230

(2) 緊急防災・減災事業

(単位：億円)

項 目	平成 24 年度地方債計画		
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構
一 般 会 計 債			
公 営 住 宅 建 設 事 業	178	129	49
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	3,995	2,230	1,765
計	4,173	2,359	1,814
公 営 企 業 債			
水 道 事 業	216	117	99
工業用水道事業	1		1
下水道事業	156	77	79
計	373	194	179
総 計	4,546	2,553	1,993

平成 24 年度地方債計画資金区分
(通常収支対応分と東日本大震災に関連する事業分の合計)

(単位：億円)

項 目	平成 24 年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	18,630	5,922	1,123	11,585
2 公営住宅建設事業	1,475	722	273	480
3 災害復旧事業	328	328		
4 緊急防災・減災事業	3,995	2,230	1,765	
5 教育・福祉施設等整備事業	3,821	1,987	229	1,605
(1) 学校教育施設等	1,308	796	114	398
(2) 社会福祉施設	201		115	86
(3) 一般廃棄物処理	964	811		153
(4) 一般補助施設等	748	380		368
(5) 施設(一般財源化分)	600			600
6 一般単独事業	15,451		2,813	12,638
(1) 一般	4,394		221	4,173
(2) 地域活性化	471		112	359
(3) 防災対策	951		227	724
(4) 地方道路等	2,385		523	1,862
(5) 旧合併特例	7,250		1,730	5,520
7 辺地及び過疎対策事業	3,297	2,936		361
(1) 辺地対策	397	397		
(2) 過疎対策	2,900	2,539		361
8 公共用地先行取得等事業	472			472
9 行政改革推進	2,400			2,400
10 調	100			100
計	49,969	14,125	6,203	29,641
二 公営企業債				
1 水道事業	3,862	1,886	1,605	371
2 工業用水道事業	277		171	106
3 交通事業	2,356	485	733	1,138
4 電気事業・ガス事業	70		70	
5 港湾整備事業	618	219	52	347
6 病院事業・介護サービス事業	3,395	1,337	941	1,117
7 市場事業・と畜場事業	760		183	577
8 地域開発事業	1,304			1,304
9 下水道事業	12,076	3,648	4,129	4,299
10 観光その他事業	131		16	115
計	24,849	7,575	7,900	9,374
合 計	74,818	21,700	14,103	39,015
三公営企業借換債	300		300	
四 被災施設借換債	150		150	
五 臨時財政対策債	61,333	17,170	7,187	36,976
六 退職手当債	3,700			3,700
総 計	140,301	38,870	21,740	79,691

当中間事業年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額	当中間事業年度貸付額	
		金 額	構成比
一般会計債			
公共事業等	42,800	47,205	5.8
公営住宅事業	16,700	13,628	1.7
緊急防災・減災事業	84,700	22,952	2.8
学校教育施設等	300	-	-
社会福祉施設整備事業	17,600	16,470	2.0
一般事業	9,700	8,790	1.1
地域活性化事業	7,700	8,764	1.1
防災対策事業	23,100	26,012	3.2
合併特例事業	149,600	149,964	18.4
地方道路等整備事業	92,900	84,813	10.4
計	445,100	378,597	46.4
臨時財政対策債	671,500	208,173	25.5
(一般会計債等分計)	1,116,600	586,770	71.9
公営企業債			
水道事業(上水道)	123,300	6,465	0.8
(簡易水道)	13,300	7,433	0.9
交通事業(一般交通)	4,000	30	0.0
(都市高速鉄道)	49,800	2,997	0.4
病院事業	75,400	10,581	1.3
下水道事業	337,600	150,459	18.4
工業用水道事業	13,700	1,105	0.1
電気事業(水力発電を除く)	500	-	-
(水力発電)	800	293	0.0
ガス事業	5,100	326	0.0
介護サービス事業	1,800	594	0.1
市場事業	8,300	2,206	0.3
と畜場事業	600	1,010	0.1
駐車場事業	1,700	2,045	0.3
小 計	635,900	185,542	22.7
港湾整備事業	3,200	4,031	0.5
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	300	78	0.0
小 計	3,500	4,109	0.5
計	639,400	189,651	23.2
公営企業借換債	30,000	39,293	4.8
被災施設借換債	15,000	137	0.0
合 計	1,801,000	815,850	100.0

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	当中間事業年度貸付額	
	金額	構成比
都道府県	179,195	22.0
政令指定都市	67,208	8.2
市及び特別区	499,464	61.2
町村	62,157	7.6
企業団・組合等	7,826	1.0
計	815,850	100.0

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	200,378	741,548	234,187	245,114
公社貸付	444	7,924	451	1,248
計	200,822	749,472	234,638	246,362
長期貸付繰上償還				
一般貸付	928	68,586	-	-
公社貸付	-	-	-	-
計	928	68,586	-	-
同意(許可)前貸付償還	-	-	-	-
短期貸付償還	-	-	-	-
計	201,750	818,058	234,638	246,362

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度末事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
公共事業等	47,320	0.2	電気事業	51,192	0.2
公営住宅事業	499,434	2.2	ガス事業	37,701	0.2
緊急防災・減災事業	22,945	0.1	介護事業	25,426	0.1
社会福祉施設整備事業	32,128	0.2	市場事業	81,072	0.4
一般事業	29,801	0.1	と畜場整備事業	7,020	0.0
臨時河川等整備事業	166,245	0.7	駐車場整備事業	65,337	0.3
臨時高等学校整備事業	62,563	0.3	港湾整備事業	87,857	0.4
地方道路等整備事業	341,831	1.5	観光施設事業	4,934	0.0
臨時地方道整備事業	3,225,133	14.4	産業廃棄物処理事業	6,214	0.0
地域活性化事業	27,602	0.1	地域開発事業	20,463	0.1
防災対策事業	71,404	0.3	臨時財政対策債	2,158,494	9.6
合併特例事業	524,448	2.4	一般貸付計	22,272,734	99.5
水道事業	3,874,727	17.4	道路公社	112,469	0.5
一般交通事業	13,449	0.1	公社貸付計	112,469	0.5
高速鉄道事業	1,300,022	5.8	合計	22,385,203	100.0
病院事業	603,063	2.7			
下水道事業	8,658,428	38.7			
工業用水道事業	226,479	1.0			

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度末の都道府県別長期貸付残高

(単位：件、百万円)

	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	274	243,041	5,068	758,187	7,907	216,612	303	24,265	-	-	13,552	1,242,106
青森	225	46,620	1,926	235,536	1,407	47,359	106	13,139	-	-	3,664	342,653
岩手	237	67,325	2,734	265,617	803	33,092	70	3,541	-	-	3,844	369,575
宮城	421	140,943	4,499	378,693	2,553	60,803	114	10,404	17	1,907	7,604	592,749
秋田	230	36,050	4,534	223,614	1,159	16,060	1	17	-	-	5,924	275,742
山形	257	74,647	2,662	197,693	1,915	39,358	124	2,657	10	110	4,968	314,465
福島	349	69,653	3,534	276,475	3,037	63,390	188	24,257	3	281	7,111	434,056
茨城	473	109,780	6,135	367,576	1,268	37,885	205	19,131	4	726	8,085	535,099
栃木	204	52,120	3,272	233,986	839	26,691	5	3,524	11	777	4,331	317,098
群馬	285	66,953	3,568	205,553	1,769	40,767	23	5,553	-	-	5,645	318,826
埼玉	235	224,892	5,463	537,520	1,611	46,281	225	17,889	16	1,717	7,550	828,299
千葉	444	138,723	4,360	508,555	801	21,886	393	51,670	12	2,769	6,010	723,602
東京	144	207,903	1,807	246,196	205	5,624	23	16,566	-	-	2,179	476,289
神奈川	227	145,228	2,560	876,529	862	29,307	79	117,231	-	-	3,728	1,168,296
新潟	260	49,204	8,210	498,368	861	20,294	136	13,635	-	-	9,467	581,501
富山	289	50,542	3,568	254,310	478	23,076	126	12,804	18	867	4,479	341,598
石川	192	31,796	2,725	231,695	1,154	43,773	12	1,582	9	543	4,092	309,389
福井	264	59,602	2,050	123,963	925	18,300	68	4,192	-	-	3,307	206,057
山梨	152	50,193	3,102	123,059	1,081	19,119	146	6,386	2	234	4,483	198,991
長野	242	54,676	4,277	328,351	3,029	80,613	162	10,494	21	1,764	7,731	475,899
岐阜	192	111,666	4,313	246,578	1,152	36,641	1	24	-	-	5,658	394,910
静岡	369	89,283	4,670	393,830	586	19,546	69	11,033	18	1,324	5,712	515,016
愛知	306	201,652	5,134	738,252	823	24,353	118	6,983	56	39,811	6,437	1,011,051
三重	418	123,658	3,803	263,633	1,005	29,043	28	3,060	3	15	5,257	419,408
滋賀	225	67,242	4,084	238,716	538	13,636	67	4,154	8	417	4,922	324,164
京都	218	54,348	3,234	452,404	945	26,316	7	3,168	15	1,549	4,419	537,786
大阪	126	89,909	4,673	1,345,975	740	25,824	243	74,003	64	15,706	5,846	1,551,417
兵庫	317	272,916	7,133	878,362	1,717	76,670	466	76,015	70	12,518	9,703	1,316,481
奈良	263	109,509	2,209	142,889	1,665	47,300	3	224	5	2,146	4,145	302,068
和歌山	119	21,739	1,385	155,532	1,108	45,698	20	1,937	-	-	2,632	224,905
鳥取	225	39,773	1,291	97,804	1,817	49,102	21	782	-	-	3,354	187,461
島根	208	85,070	2,428	207,773	315	8,981	40	1,768	-	-	2,991	303,591
岡山	316	131,908	4,684	394,424	1,277	34,011	106	26,958	-	-	6,383	587,302
広島	372	125,927	4,289	538,560	918	30,810	2	889	17	9,111	5,598	705,296
山口	446	76,021	4,259	228,049	523	13,286	106	9,637	-	-	5,334	326,994
徳島	206	52,887	1,265	93,484	741	24,604	3	144	-	-	2,215	171,119
香川	247	34,233	2,097	112,298	784	18,512	6	674	-	-	3,134	165,717
愛媛	140	25,783	2,299	197,290	579	20,189	6	434	-	-	3,024	243,696
高知	155	60,629	1,346	125,983	580	16,046	4	12,060	5	105	2,090	214,823
福岡	118	80,276	4,239	860,752	1,705	83,512	240	23,602	30	16,606	6,332	1,064,747
佐賀	48	23,809	1,493	142,489	565	29,058	104	14,348	1	12	2,211	209,716
長崎	158	41,011	2,650	252,019	582	18,191	17	1,643	11	633	3,418	313,497
熊本	186	46,484	2,791	226,277	1,448	42,476	25	2,361	11	221	4,461	317,819
大分	131	33,425	2,176	149,374	138	4,215	-	-	-	-	2,445	187,015
宮崎	191	56,916	2,030	159,280	701	21,224	3	158	-	-	2,925	237,577
鹿児島	177	104,183	2,343	173,573	748	18,347	5	1,108	6	601	3,279	297,812
沖縄	239	79,485	1,326	101,697	799	18,579	34	1,765	-	-	2,398	201,526
合計	11,520	4,159,636	159,698	15,788,772	58,163	1,686,460	4,253	637,866	443	112,469	234,077	22,385,203

(注) 1. 東京の「市」欄には特別区に対する貸付け(152件、48,359百万円)を含みます。
 2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

③資金調達状況

当中間事業年度における地方金融機構債の発行総額は6,694億円（額面）であり、その内訳は10年債2,450億円、20年債850億円、5年債400億円、スポット債（7年債）200億円、FLIP1,645億円、ユーロMTNプログラム1,149億円（円換算後）となっております。なお、地方公務員共済組合連合会の引受による債券の発行額は10年債1,700億円（額面）となっております。

また、公庫から承継した債券の管理を円滑に行うため、既往の政府保証債の借換えについて、政府保証債10年債2,500億円（額面）、同6年債1,600億円（額面）、同4年債1,100億円（額面）を発行しました。

この結果、当中間事業年度末において、機構債券の発行残高は18兆9,432億円（額面）、長期借入金の借入残高は300億円となっております。

なお、当中間事業年度の機構債券の発行条件等は、以下のとおりであります。

（注）スポット債

スポット債とは、10年、20年及び5年と異なる年限で、主幹事方式により発行するものです。

（注）FLIP（Flexible Issuance Program：柔軟な起債運営）

FLIPは、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

（注）ユーロMTNプログラム

ユーロMTNプログラムとは、ユーロ市場におけるMTN（Medium Term Note）プログラムであり、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の条件決定のみを行うことで債券発行を行うことができるプログラムです。

また、ユーロMTNプログラムによる調達資金はスワップ取引を用いて、すべて円建てにしております。

当中間事業年度債券発行状況

（地方金融機構債（公募国内債））

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	払込日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)
第35回	10年	450	1.006	100	24. 4. 19	34. 4. 28
第36回	10年	400	0.892	100	24. 5. 24	34. 5. 27
第37回	10年	400	0.852	100	24. 6. 28	34. 6. 28
第38回	10年	400	0.835	100	24. 7. 23	34. 7. 28
第39回	10年	400	0.815	100	24. 8. 20	34. 8. 26
第40回	10年	400	0.825	100	24. 9. 24	34. 9. 28
第21回	20年	250	1.812	100	24. 4. 19	44. 4. 28
第22回	20年	200	1.687	100	24. 6. 12	44. 6. 28
第23回	20年	200	1.680	100	24. 7. 23	44. 7. 28
第24回	20年	200	1.702	100	24. 9. 18	44. 9. 28
第9回	5年	200	0.340	100	24. 4. 19	29. 4. 28
第10回	5年	200	0.280	100	24. 5. 24	29. 5. 26
第1回	7年	200	0.446	100	24. 8. 20	31. 8. 28
F110回	7年	30	0.562	100	24. 4. 26	31. 4. 25
F111回	9年	200	0.891	100	24. 4. 26	33. 6. 18
F112回	15年	40	1.486	100	24. 4. 26	39. 4. 28
F113回	6年	40	0.449	100	24. 4. 26	30. 4. 26

F114回	7年	30	0.557	100	24. 4. 26	31. 3. 20
F115回	12年	60	1.186	100	24. 4. 26	36. 4. 26
F116回	15年	30	1.481	100	24. 4. 26	39. 4. 23
F117回	18年	30	1.698	100	24. 4. 26	42. 4. 26
F118回	14年	30	1.411	100	24. 5. 1	38. 6. 19
F119回	15年	40	1.533	100	24. 5. 1	39.10.26
F120回	14年	40	1.346	100	24. 5. 30	38. 8. 28
F121回	15年	40	1.414	100	24. 5. 31	39. 5. 28
F122回	15年	30	1.412	100	24. 5. 31	39. 6. 18
F123回	18年	30	1.600	100	24. 5. 31	42. 3. 19
F124回	15年	60	1.418	100	24. 6. 4	39. 6. 4
F125回	17年	30	1.620	100	24. 6. 4	41.11.28
F126回	9年	200	0.707	100	24. 7. 26	33. 9. 21
F127回	11年	30	0.917	100	24. 7. 30	35.12.20
F128回	12年	35	1.024	100	24. 7. 30	36.12.20
F129回	13年	30	1.070	100	24. 7. 31	37. 7. 29
F130回	15年	50	1.275	100	24. 7. 31	39. 7. 28
F131回	19年	45	1.546	100	24. 7. 30	43. 7. 30
F132回	13年	40	1.090	100	24. 7. 30	37. 7. 30
F133回	14年	50	1.231	100	24. 7. 30	38.11.27
F134回	16年	30	1.348	100	24. 7. 30	40. 3. 17
F135回	8年	30	0.525	100	24. 7. 31	32. 9. 18
F136回	13年	30	1.065	100	24. 7. 31	37. 7. 31
F137回	15年	45	1.222	100	24. 7. 31	39. 3. 5
F138回	12年	30	0.983	100	24. 8. 1	36. 9. 20
F139回	13年	40	1.082	100	24. 8. 1	37. 9. 19
F140回	6年	200	0.343	100	24. 9. 20	30. 9. 20

償還方法：満期一括償還

(地方金融機構債 (ユーロ MTN プログラムによる債券))

区分 回号	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)
		発行通貨 (百万米\$)	円換算後 (億円)※				
29回	5年	327	261	3m USD Libor + 65bp	100	24. 5. 22	29. 5. 22
30回	7年	130	104	3m USD Libor + 70bp	100	24. 6. 6	31. 6. 6
31回	5年	1,000	784	1.5000%	100	24. 9. 12	29. 9. 12

※ 円換算後の発行額は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額です。

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合連合会による引受)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	払込日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)
A号第27回	10年	300	1.02	100	24. 4. 19	34. 4. 19
A号第28回	10年	200	0.93	100	24. 5. 24	34. 5. 24
A号第29回	10年	300	0.87	100	24. 6. 28	34. 6. 28
A号第30回	10年	300	0.86	100	24. 7. 23	34. 7. 22
A号第31回	10年	300	0.87	100	24. 8. 20	34. 8. 19
A号第32回	10年	300	0.85	100	24. 9. 24	34. 9. 22

償還方法：満期一括償還

(政府保証国内債)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	払込日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)
第35回	10年	450	0.977	100	24. 4. 23	34. 4. 22
第36回	10年	450	0.901	100	24. 5. 21	34. 5. 20
第37回	10年	400	0.895	100	24. 6. 18	34. 6. 17
第38回	10年	400	0.839	100	24. 7. 17	34. 7. 15
第39回	10年	400	0.801	100	24. 8. 15	34. 8. 15
第40回	10年	400	0.819	100	24. 9. 18	34. 9. 16
第5回	6年	800	0.383	100	24. 4. 26	30. 4. 26
第6回	6年	800	0.245	100	24. 7. 30	30. 7. 30
第1回	4年	550	0.151	100	24. 5. 28	28. 5. 27
第2回	4年	550	0.130	100	24. 8. 30	28. 8. 30

償還方法：満期一括償還

2【対処すべき課題】

当機構は、「地方の、地方による、地方のための地方債資金共同調達機関」として、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行することとしております。

(1) 地方共同法人にふさわしいガバナンス（企業統治）の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを目指します。

(2) 地方の金融ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の金融ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開することを目指します。

(3) 資本市場における確固たる信認の獲得

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を獲得し、有利な資金調達を安定的に実現することを目指します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

これを踏まえた、平成 24 年度経営計画並びに平成 24 年度事業計画、資金計画、予算及び収支に関する中期的な計画の抜粋については、下記のとおりであります。

①平成 24 年度経営計画

平成 24 年度は、我が国経済が、東日本大震災の復興需要の牽引により緩やかに回復していくことが見込まれる一方、国際的には、欧州政府債務危機をはじめ多くの不透明なリスク要因が存在している。このような中で、被災地の復旧・復興を加速し、原発事故を収束させ、日本経済の再生を図ることが、我が国の大きな課題となっている。

当機構についても、東日本大震災からの復旧・復興や全国的な防災・減災事業の推進に積極的な対応が求められており、平成 24 年度地方債計画における機構資金の規模及び構成比は、機構設立以来最大となった。また、順調な経営状況を踏まえ、公庫債権金利変動準備金について、平成 24 年度からの 3 年間で 1 兆円を目途として、法律の規定に基づき国庫納付を行い、地方交付税を通じて地方財政に貢献することとなった。

こうした状況を踏まえ、平成 24 年度の当機構の経営については、経営理念に基づき、震災復旧・復興や防災・減災をはじめとする多様な事業への貸付けや貸付条件の改善など、地方のニーズに積極的に対応していくこととしている。また、これら貸付けに必要な資金については、国内外の市場で多様な手法を活用し、低コストで安定的な調達を行うように努める。併せて、平成 23 年度から本格展開を始めた地方支援業務を充実するとともに、業務・システムの抜本的見直しなどにより効率的な体制の確立を進め、「地方の、地方による、地方のための」機関としてその使命を十分に果たすことを目指す。

I 平成 24 年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

特に、東日本大震災からの復旧・復興に向けた地方公共団体の取り組みをできる限り支援するとともに、大震災を教訓として全国的に展開される防災・減災等の事業を積極的に推進する。

2. 平成 24 年度貸付計画の概要

平成 24 年度地方債計画における機構資金の計上額（通常収支対応分 19,517 億円、東日本大震災に関連する事業分 2,223 億円）を基礎として過去の執行実績等を勘案し、18,010 億円を計上する（平成 23 年度貸付計画額 18,431 億円から 421 億円、2.3%の減。詳細は表 1 のとおり）。

(1) 一般会計債の貸付対象の拡大と事業種別に応じた所要額の計上

平成 24 年度から学校教育施設等整備事業債を新たに貸付対象とする。また、東日本大震災を契機とした各地方公共団体の取り組みを支援するため、平成 23 年度中途から緊急防災・減災事業債及び転貸債（一般事業債）を貸付対象に加えたところである。これらを踏まえ、地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、一般事業債、地域活性化事業債、防災対策事業債、地方道路等整備事業債及び合併特例事業債、「一般単独事業」以外の事業については、公共事業等債、公営住宅事業債、緊急防災・減災事業債、学校教育施設等整備事業債及び社会福祉施設整備事業債の事業種別に応じ、所要額を計上する。

(2) 臨時財政対策債への対応

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第 5 条の特例として計上された臨時財政対策債について、所要額を計上する。

(3) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上する。

(4) 公営企業借換債の確保

下記 5 のとおり、旧公営企業金融公庫資金に係る公営企業借換債について、300 億円を計上する。

(5) 被災施設借換債の確保

下記 6 のとおり、旧公庫資金及び機構資金に係る被災施設借換債について、150 億円を計上する。

3. 貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率、金利方式、償還年限、据置期間の貸付条件を「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」及び貸付規程において適切に設定する。

なお、平成 24 年度同意等債に対する貸付けから、従来の特別利率を、機構の最優遇利率である臨時特別利率の水準に合わせることにし、両者を機構特別利率に一本化する。

4. 審査

市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。

また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握など与信管理の一層の充実を図る。

5. 公債費負担対策の実施

国の公債費負担対策の一環として、旧公庫資金について、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間で総額 3,200 億円以内の補償金免除繰上償還を行うこととし、平成 24 年度においては、900 億円程度の補償金免除繰上償還（うち公営企業借換債 300 億円）を実施する。

6. 被災繰上償還のための借換債

旧公庫資金及び機構資金によって取得した施設が東日本大震災等により滅失し繰上償還を行う場合、その財源に充てるために起こされる被災施設借換債に機構資金の貸付けを行う（民間等資金により難しい事情がある場合に限る）。

平成24年度事業別貸付計画

(単位：億円、%)

事業等名	区分	平成24年度	平成23年度	差引		増減率	【参考】
		計画額 (A)	計画額 (B)	(A) - (B)	(C)	(C) / (B) × 100	平成24年度 地方債 計画計上額
一般会計債	公共事業等	428	39	389		997.4	1,123
	公営住宅事業	167	182	△ 15		△ 8.2	273
	緊急防災・減災事業	848	-	848		皆増	1,765
	学校教育施設等整備事業	3	-	3		皆増	114
	社会福祉施設整備事業	176	126	50		39.7	115
	一般事業	97	208	△ 111		△ 53.4	221
	地域活性化事業	77	125	△ 48		△ 38.4	112
	防災対策事業	231	219	12		5.5	227
	地方道路等整備事業	929	1,763	△ 834		△ 47.3	523
	合併特例事業	1,495	1,725	△ 230		△ 13.3	1,730
	計	4,451	4,387	64		1.5	6,203
臨時財政対策債		6,715	7,298	△ 583		△ 8.0	7,187
(一般会計債等分計)		11,166	11,685	△ 519		△ 4.4	13,390
公営企業債	水道事業(上水道)	1,233	1,103	130		11.8	1,448
	水道事業(簡易水道)	133	130	3		2.3	157
	交通事業(一般交通)	40	62	△ 22		△ 35.5	55
	交通事業(都市高速鉄道)	498	696	△ 198		△ 28.4	678
	病院事業	754	666	88		13.2	919
	下水道事業	3,376	3,416	△ 40		△ 1.2	4,129
	工業用水道事業	137	116	21		18.1	171
	電気事業(水力発電を除く)	5	21	△ 16		△ 76.2	6
	電気事業(水力発電)	8	4	4		100.0	9
	ガス事業	51	26	25		96.2	55
	介護サービス事業	18	2	16		800.0	22
	市場事業	83	149	△ 66		△ 44.3	171
	と畜場事業	6	10	△ 4		△ 40.0	12
	駐車場事業	17	2	15		750.0	13
	小計	6,359	6,403	△ 44		△ 0.7	7,845
港湾整備事業	32	37	△ 5		△ 13.5	52	
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	3	6	△ 3		△ 50.0	3	
小計	35	43	△ 8		△ 18.6	55	
計	6,394	6,446	△ 52		△ 0.8	7,900	
公営企業借換債		300	300	0		0.0	300
被災施設借換債		150	-	150		皆増	150
計		18,010	18,431	△ 421		△ 2.3	21,740

注1) 事業等名は、平成24年度地方債計画に基づき区分した。

注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績を勘案した。

注3) 平成24年度地方債計画における東日本大震災復旧・復興事業及び緊急防災・減災事業については、本表の各関係事業において計1,216億円を計上した。

Ⅱ 平成 24 年度の資金調達について

1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、資金調達手段の多様化を推進するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信認を維持しながら資金調達を行う。

(1) 資金調達手段の多様化

① 資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

② 資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、特に 10 年債について、定例的な発行により継続的な投資家需要の確保を図るとともに、FLIP (Flexible Issuance Program)、ユーロ MTN プログラムによる債券発行 (ベンチマーク債及び機動的に発行するオンデマンド債等) のほか、借入れも活用しつつ、市場のニーズと貸付けニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。

③ 多様な市場における債券発行

JFM ブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

① 適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

② 積極的な IR の実施

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、機構に対する確固たる信認が維持できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等の IR を積極的に実施する。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対する IR についても積極的に実施する。

③ 半期ごとの債券発行計画の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう、平成 24 年 3 月及び 9 月に、上半期及び下半期の債券発行計画を公表する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

3. 平成 24 年度債券発行計画の概要

(1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債 (政府保証のない債券。以下同じ。) の公募による発行を基本とし、平成 24 年度においては、表 2 のとおり公募債を 11,000 億円発行する予定。また、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券を 3,000 億円発行する予定。

(2) 公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、平成 24 年度においては、公庫債権金利変動準備金 3,500 億円を国に納付するために必要な資金について、政府保証債の発行により確保することも踏まえ、表 2 のとおり 10,300 億円を発行する予定。

(表 2)

平成 24 年度債券発行計画

1. 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	平成 24 年度	平成 23 年度
10 年債	4,500 億円程度	3,600 億円程度
20 年債	1,600 億円程度	1,600 億円程度
5 年債	800 億円程度	800 億円程度
FLIP・スポット債(注1)	2,800 億円程度	(注2) 2,000 億円程度
EMTN	1,300 億円程度	1,000 億円程度
計	11,000 億円	(注3) 9,000 億円

※ 貸付状況、市場環境等により変更することがある。

注1 スポット債…10年、20年及び5年と異なる年限で、主幹事方式により発行するもの。平成24年度において新たに発行することを予定している。

注2 平成23年度はFLIPのみ。

注3 平成23年度の年間発行予定額は10,500億円以内に見直している。

(2) 地方公務員共済組合連合会による引受

債券の種類	平成 24 年度	平成 23 年度
10 年債	3,000 億円	3,000 億円

2. 政府保証債

債券の種類	平成 24 年度	平成 23 年度
10 年債	4,900 億円	5,100 億円
6 年債	3,200 億円	2,000 億円
4 年債	2,200 億円	—
計	10,300 億円	7,100 億円

Ⅲ 平成 24 年度のリスク管理及び内部統制について

1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リスクをはじめとする機構の様々なリスクを適切に管理するほか、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の運用及び評価を行う。

2. リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

また、リスク管理体制について、機構の組織的・業務的な特性をより反映させた見直しを行うとともに、業務・システムの抜本的見直しやヒヤリ・ハットの経験を取り入れた教訓集等の実践的なマニュアルの整備などにより、日常的なリスク管理の強化を図る。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構においては、資金調達には 10 年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長 30 年の元利均等償還貸付と、貸付けと調達の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適切に実施しながら、金利変動準備金により対応することを基本に、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 中長期の観点からの ALM を実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM 委員会において ALM 運営方針を定め、アウトライヤー比率やデュレーションギャップ等を活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、四半期毎にモニタリングを行うことにより、ALM の内容を適切に経営判断に反映させる。

(3) 災害対策

東日本大震災等を教訓として、緊急時の対応について点検・訓練を行い、大規模な災害等が発生した場合においても、優先業務（債券元利払いと融資）を着実に実施できる体制を確保する。

3. 内部統制の基本スタンス

機構の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な運用を行うとともに、その評価を実施する。

また、法令に基づき、事業年度の末日を基準日として内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

Ⅳ 平成 24 年度の地方支援業務について

1. 基本的な考え方

地方公共団体が民間金融機関等からの資金調達を効率的かつ効果的に行えるよう、地方公共団体のニーズにあわせて必要な支援を実施する。

2. 平成 24 年度地方支援業務の概要

地方公共団体のニーズにあわせて、人材育成、調査研究、実務支援、情報提供の 4 つの柱で実施する。

(1) 人材育成

地方公共団体の財政運営に必要な金融動向を適切に把握できるよう基礎的な金融知識を提供するとともに、地方公共団体の職員が資金調達・管理面で有効に対処できる能力を習得できるよう、次の 3 つの支援事業を実施する。

① 共催研修

市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催により資金調達に関する基礎的な知識の習得を目的とした研修を実施する。

② 出前講座

地方公共団体に機構職員を講師として派遣し、地方公共団体の要望や受講者のレベルに応じた研修を実施する。

③ 実務テキスト

資金調達に係る基礎的な知識に関するテキストを作成し、公開する。

(2) 調査研究

地方公共団体の資金調達や地方財政における金融の意義・役割など、総括主任研究員等による地方金融に関する総合的な研究を推進し、その研究成果を地方公共団体に還元する。

このため、研究者等との連携強化を図りつつ、地方公共団体の資金調達業務の向上に資すると考えられるテーマについて積極的に調査研究を実施する。また、大学等と共催でフォーラムを開催するなど研究成果を地方公共団体に還元する。

(3) 実務支援

個別の地方公共団体からの資金調達に関する支援の要望に対し、金融専門知識や経験を有する機構職員が自治体ファイナンス・アドバイザーとして地方公共団体からのニーズに応じ、きめ細やかな支援を提供する。

また、住民参加型市場公募地方債を新たに発行する地方公共団体に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーの派遣や助成を行う。

なお、特定の知見を必要とするテーマに関しては、当該知見や技能を有する専門家を派遣する。

(4) 情報提供

地方公共団体が資金調達を行う際に有益な経済・金融データ、金融知識、参考事例を、ホームページ、広報誌、研修などを通じて、活用方法も含め、提供する。

V 平成 24 年度のシステム投資について

1. 基本的な考え方

「公庫から機構への安定的なシステム移行」が終了したことから、業務の拡充・高度化に対応した効率的かつ合理的なシステムを確立するため、業務フローの見直しと併せたシステムの抜本的見直しを行うこととし、平成 26 年度の新システムへの完全移行を目標に、取組みを進める。

2. 平成 24 年度システム投資方針

平成 23 年度に策定する「第 2 次開発投資基本計画（業務・システムの抜本的見直し計画）」に沿って、順次システム開発を進めることとし、平成 24 年度においては、新システムの要件定義を行い、ベンダー調達と設計・開発に着手する。

なお、個別のシステム改修については、制度改正への対応等、必要最小限のものとする。

VI 平成 24 年度の組織・体制について

1. 基本的な考え方

貸付業務や地方支援業務、債券発行等の資金調達を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の充実強化を図る。その際、民間の金融実務経験者や地方公共団体からの派遣職員など幅広い人材の活用を図るとともに、研修の実施等により、職員の一層の資質・能力の向上に努める。

2. 平成 24 年度における組織・体制の充実強化

(1) 地方支援業務に対するニーズの増大・多様化に対応した助言、講師派遣の拡大や調査研究の充実を図るため、その推進体制を強化する。

(2) 業務の特殊性を踏まえた機動的な配置換えを行うなど、限られた人員体制の中で、職員の一層の有効活用を進める。

(3) 地方三団体の協力を得て、必要な地方公共団体からの派遣職員の確保を図るとともに、当該職員等にOJT研修や金融関連業務に係る実務能力の育成を図るための実務研修を実施する。

②平成24年度事業計画

- 1 平成24年度における貸付金は、1,801,000百万円を予定している。
- 2 平成24年度における貸付回収金は、1,601,560百万円を予定している。
- 3 平成24年度における地方公共団体金融機構債券の発行は、非政府保証機構債（公募債及び地方公務員共済組合連合会の引受による債券）1,400,000百万円、政府保証機構債1,030,000百万円、合計2,430,000百万円を予定している。
- 4 平成24年度における債券償還金は、2,030,560百万円を予定している。
- 5 平成24年度における地方公共団体の資金調達に関する支援業務として、地方公共団体のニーズにあわせて、人材育成、調査研究、実務支援、情報提供の実施を予定している。
- 6 平成24年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、2,373百万円を予定している。

③平成24年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出合計	4,455,850
貸付金	1,801,000
債券償還金	2,030,560
事業損金	273,245
事務費	2,086
支払利息	265,129
債券発行費	5,733
元利金支払手数料	297
固定資産取得費	1,031
国庫納付金	350,000
その他	15
資金収入合計	4,522,077
貸付回収金	1,601,560
地方公共団体金融機構債券	2,430,000
事業益金	487,283
公営競技納付金	2,000
雑収入	1,234
資金収支差額（資金収入－資金支出）	66,226
前期末現金預け金等	886,710
期末現金預け金等	952,937

- (注) 1 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれていない。
- 2 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

④平成24年度予算

平成 24 年度の予算は、次のとおりである。

1. 予 算 総 則

- 1 地方公共団体金融機構債券の限度額は、2,430,000 百万円とする。
- 2 理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第1項に掲げる債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、同項の債券の限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。
- 3 第1項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。
- 4 理事長は、第1項で定める地方公共団体金融機構債券の限度額（第2項の規定により限度額が増額された場合を含む。）から既に発行している債券の金額を差し引いた額を限度として、長期借入金を行うことができる。

2. 平成24年度 予定損益計算書

（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益	489,734
資金運用収益	487,841
貸付金利息	486,825
有価証券利息及び預け金利息	1,016
その他の受入利息	76
役務取引等収益	128
その他経常収益	1,689
地方公共団体健全化基金受入額	1,675
その他の経常収益	14
経常費用	277,440
資金調達費用	268,914
債券利息	268,914
役務取引等費用	283
その他業務費用	5,460
営業経費	2,783
人件費	820
業務費	1,134
その他の営業経費	829
経常利益	212,294
特別利益	581,510
公庫債権金利変動準備金取崩額	570,000
利差補てん積立金取崩額	11,510
特別損失	772,410
金利変動準備金繰入額	220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額	202,410
国庫納付金	350,000
当期純利益	21,394

（注） 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3. 平成24年度 予定貸借対照表
(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	22,644,268	債券	18,618,036
有価証券及び現金預け金	952,937	その他負債	13,267
その他資産	13,609	地方公共団体健全化基金	919,897
有形固定資産及び無形固定資産	4,185	基本地方公共団体健全化基金	913,935
		組入地方公共団体健全化基金	5,963
		特別法上の準備金等	3,948,803
		金利変動準備金	1,100,000
		公庫債権金利変動準備金	2,773,027
		利差補てん積立金	75,777
		負債の部合計	23,500,003
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	50,438
		一般勘定積立金	50,438
		評価・換算差額等	△ 2,672
		管理勘定利益積立金	50,627
		純資産の部合計	114,996
資産の部合計	23,614,999	負債及び純資産の部合計	23,614,999

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

⑤収支に関する中期的な計画 (平成24年度～平成26年度)

(単位：億円)

科 目	24年度計画	25年度計画	26年度計画
経 常 収 益	4,900	4,770	4,690
経 常 費 用	2,770	2,860	2,890
経 常 利 益	2,120	1,910	1,800
特 別 損 益	△1,910	△1,600	△1,410
当 期 純 利 益	210	310	400

(注) 1. 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、変動しうるもの。

2. 四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3【事業等のリスク】

本説明書類に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、平成 24 年 9 月 30 日現在において当機構が判断したものであります。

(1) 信用リスクについて

①貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS 規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、公庫時代を含め、これまでに貸倒れは 1 件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、 税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、当機構全体の貸付残高は当中間事業年度末現在で 22 兆 3,852 億円となっておりますが、そのうち 0.5%程度の 1,125 億円は、公庫時代に地方道路公社に対して行った貸付けに係るものであります。当機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しており、債権はすべて非分類となっております。

また、機構貸付残高のうち、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する地方公共団体に対するものは全体の 0.1%程度となっております。

②市場取引に係る信用リスク

当機構は、取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

(2) 市場リスクについて

①金利リスク

当機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。当中間事業年度末の金利変動準備金は、一般勘定で 1 兆 1,000 億円、管理勘定で 2 兆 6,727 億円、両勘定合計で 3 兆 7,727 億円となっております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク対応のより一層の充実を図るため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね 20%以下、(2) デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 21 年度から平成 25 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めてまいります。機構が業務を開始して、まだ、4 年し

か経過しておらず、資産・負債とも、管理勘定に比して小規模ではありますが、平成24年9月30日現在のアウトライヤー比率は15.6%、デュレーションギャップは0.95年であり、管理目標の範囲内となっております。

- ・公庫時代に貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べ大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり金利変動準備金として2兆6,727億円を積み立てております。また、平成20年10月以降、新たな貸付けを行わないことから期間の経過に伴い貸付資産・負債が縮小し、金利リスクは縮減していきます。なお、平成24年度から平成26年度までの3年間で、機構法附則第14条の規定に基づき、総額1兆円を目途として管理勘定の金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものであります。これを行ったとしても金利リスクへの備えとしては引き続き十分な準備金を保有しており、機構の経営に何ら影響を及ぼすものではありません。

(参考) 平成24年9月30日現在

- 一般勘定 ・ 貸付デュレーション 9.80年・債券（資金調達）デュレーション8.85年・デュレーションギャップ0.95年（前年同期比+0.08年）
- 管理勘定 ・ 貸付デュレーション 6.73年・債券（資金調達）デュレーション4.24年・デュレーションギャップ2.49年（前年同期比△0.11年）
- 機構全体 ・ 貸付デュレーション 7.54年・債券（資金調達）デュレーション5.40年・デュレーションギャップ2.14年（前年同期比△0.22年）

また、当機構は、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少する又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。このようなリスクに対しては、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

当機構は、債券発行に伴う元金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元金の変動に係るリスク等について、スワップ取引によりヘッジしております。

また、当機構は、余裕金の運用について、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有することにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

(3) 流動性リスク

当機構は、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）を負っております。

このため、地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

(4) オペレーショナルリスク

①事務リスク

当機構は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。このため、当機構ではマニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めております。

②システムリスク

当機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクを負っております。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を制定し、適切に運用しております。

③その他のリスク

上記リスクのほか、当機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを負っておりますが、これらのリスクについて適切な把握及び対応を行うこととしております。

(5) 災害等への対応

機構が地震・火災・風水害等により、機構施設が被害を受けた場合もしくは受けたとの情報を得た場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るために、「業務継続計画」を策定しています。

また、機構のシステムは、万が一に備え、機構の外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制を整えております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当機構の中間財務諸表は、機構関係法令及び我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたっての会計基準は、「第5 経理の状況 (1) 【中間財務諸表】」の「重要な会計方針」に記載のとおりであります。

(2) 当中間事業年度の経営成績の分析

(当中間事業年度の損益状況)

経常収益は2,466億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益2,457億円であります。また、経常費用は1,366億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用1,322億円であります。

この結果、経常利益は1,100億円となりました。

これに、公庫債権金利変動準備金から金利変動準備金への繰り入れ及び機構法附則第14条に基づく国庫納付に伴う公庫債権金利変動準備金取崩額5,700億円と、公庫時代の貸付けに係る当中間事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額58億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円、公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額1,051億円及び機構法附則第14条に基づく国庫納付金3,500億円を特別損失として計上しております。

この結果、当中間事業年度の機構全体の中間純利益は107億円となっております。なお中間純利益の勘定別の内訳は、一般勘定が101億円、管理勘定が5億円となっております。

(当中間事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の23兆8,488億円、負債の部につきましては債券等の23兆7,441億円、純資産総額につきましては地方公共団体出資金等1,046億円を計上しております。

(中間キャッシュ・フローの状況)

当中間事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが8,617億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは1,089億円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローは3,500億円の支出となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当中間事業年度末残高は5,749億円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間事業年度末における主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間事業年度末において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【機構の状況】

1 【出資金等の状況】

当機構の資本金については、機構法第4条第1項の規定により、機構の設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とすることとされております。また、同条第2項の規定により、必要があるときは、機構の資本金を増加することができることとされております。

当中間事業年度末の出資金については、次のとおりであります。

(平成24年9月30日現在)

	団体数	出資金額(千円)
都道府県	47	6,367,000
市・特別区	810	9,188,000
町村等	933	1,047,100
合計	1,790	16,602,100

※ 町村等には、一部事務組合が含まれます。

なお、同条第3項の規定により、地方公共団体以外の者は機構に出資することができないこととされております。

2 【役員 の 状況】

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	就任年月日
監事 (非常勤)	—	浜川 雅春	昭和20年 4月6日生	昭和44年 7月 株式会社東京銀行入行 平成12年 6月 株式会社東京三菱銀行常務取締役 平成16年 6月 兼松株式会社代表取締役副社長 平成19年 6月 同 代表取締役会長 平成23年 6月 株式会社東京クレジットサービス監査役(非常勤) 綜通株式会社監査役(非常勤)	平成24年 8月1日
理事	—	兵谷 芳康	昭和33年 8月30日生	昭和57年 4月 自治省入省 平成15年 4月 総務省自治財政局公営企業課公営企業経営企画室長 平成19年 7月 総務省消防庁国民保護・防災部参事官 平成20年 6月 熊本県副知事 平成24年 6月 地方公共団体金融機構経営企画部長	平成24年 9月11日
監事	—	石川 裕	昭和33年 7月16日生	昭和56年 4月 農林水産省入省 平成12年 1月 山梨県農政部長 平成20年 4月 農林水産省農村振興局総務課長 平成20年10月 株式会社日本政策金融公庫特別参与 平成23年 7月 国土交通省大臣官房審議官 兼 水管理・国土保全局	平成24年 10月1日

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
監事(非常勤)	—	高田 宥	平成 24 年 7 月 31 日
理事	—	武居 丈二	平成 24 年 9 月 10 日
監事	—	原 克彦	平成 24 年 9 月 30 日

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当機構の財務諸表は、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成 20 年総務省令第 87 号）に準じて作成しております。

2. 監査証明について

当機構は、機構法第 37 条第 1 項の規定に基づき、当中間事業年度（平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間事業年度 平成 23 年 9 月 30 日		当中間事業年度 平成 24 年 9 月 30 日		前事業年度 平成 24 年 3 月 31 日	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
貸付金	2	22,238,975	94.36	22,385,203	93.86	22,387,411	95.92
有価証券		886,938	3.77	871,904	3.66	762,987	3.27
現金預け金		421,251	1.79	574,973	2.41	172,250	0.74
その他資産		16,666	0.07	13,653	0.06	14,894	0.06
有形固定資産	1	2,993	0.01	2,547	0.01	2,563	0.01
無形固定資産		679	0.00	540	0.00	600	0.00
資産の部合計	3	23,567,505	100.00	23,848,822	100.00	23,340,707	100.00
(負債の部)							
債券		18,549,813	78.71	18,927,003	79.36	18,176,696	77.87
借入金		-	-	30,000	0.13	30,000	0.13
その他負債		14,145	0.06	13,484	0.06	15,373	0.07
賞与引当金		51	0.00	51	0.00	47	0.00
役員賞与引当金		5	0.00	7	0.00	6	0.00
退職給付引当金		159	0.00	165	0.00	146	0.00
役員退職慰労引当金		22	0.00	28	0.00	23	0.00
地方公共団体健全化基金		915,818	3.89	919,279	3.85	919,871	3.94
基本地方公共団体健全化基金		908,104	3.85	911,935	3.82	911,935	3.91
組入地方公共団体健全化基金		7,713	0.03	7,344	0.03	7,936	0.03
特別法上の準備金等	4	4,004,127	16.99	3,854,135	16.16	4,104,844	17.59
金利変動準備金		880,000	3.73	1,100,000	4.61	880,000	3.77
公庫債権金利変動準備金		3,030,722	12.86	2,672,708	11.21	3,137,557	13.44
利差補てん積立金		93,404	0.39	81,427	0.34	87,287	0.37
負債の部合計		23,484,143	99.65	23,744,156	99.56	23,247,010	99.60
(純資産の部)							
地方公共団体出資金		16,602	0.07	16,602	0.07	16,602	0.07
利益剰余金		21,527	0.09	39,531	0.16	29,393	0.13
一般勘定積立金		13,860	0.06	29,393	0.12	29,393	0.13
一般勘定中間未処分利益		7,667	0.03	10,137	0.04	-	-
評価・換算差額等		△5,842	△0.02	△5,708	△0.02	△5,964	△0.03
管理勘定利益積立金		51,074	0.21	54,242	0.23	53,666	0.23
管理勘定利益積立金		47,565	0.20	53,666	0.23	53,666	0.23
管理勘定中間未処分利益		3,509	0.01	576	0.00	-	-
純資産の部合計		83,361	0.35	104,666	0.44	93,696	0.40
負債及び純資産の部合計		23,567,505	100.00	23,848,822	100.00	23,340,707	100.00

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間事業年度 自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日		当中間事業年度 自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日		前事業年度 自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
経常収益		259,307	100.00	246,674	100.00	511,805	100.00
資金運用収益		259,191		245,714		511,641	
役務取引等収益		96		90		128	
その他経常収益		20		868		34	
地方公共団体健全化基金受入額		5		592		-	
その他の経常収益		14		276		34	
経常費用		140,425	54.15	136,669	55.40	281,749	55.05
資金調達費用		136,930		132,232		274,320	
役務取引等費用		133		134		275	
その他業務費用		2,132		2,939		4,539	
営業経費		1,228		1,362		2,385	
その他経常費用		-		-		229	
地方公共団体健全化基金組入額		-		-		216	
その他の経常費用		-		-		12	
経常利益		118,881	45.85	110,005	44.60	230,055	44.95
特別利益		226,484	87.34	575,860	233.45	232,601	45.45
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		570,000		220,000	
利差補てん積立金取崩額		6,484		5,860		12,601	
特別損失		334,189	128.88	675,151	273.70	441,024	86.17
金利変動準備金繰入額		220,000		220,000		220,000	
公庫債権金利変動準備金繰入額		114,189		105,151		221,024	
国庫納付金	2	-		350,000		-	
中間純利益	1	11,176	4.31	10,714	4.34	21,632	4.23

③ 【中間純資産変動計算書】

区分	注記 番号	前中間事業年度	当中間事業年度	前事業年度
		自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日	自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日	自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
出資者資本				
地方公共団体出資金				
当期首残高		16,602	16,602	16,602
当中間期変動額				
当中間期変動額合計		-	-	-
当中間期末残高		16,602	16,602	16,602
利益剰余金				
一般勘定積立金				
当期首残高		13,860	29,393	13,860
当中間期変動額				
中間純利益		-	-	15,532
当中間期変動額合計		-	-	15,532
当中間期末残高		13,860	29,393	29,393
一般勘定中間未処分利益				
当期首残高		-	-	-
当中間期変動額				
中間純利益		7,667	10,137	-
当中間期変動額合計		7,667	10,137	-
当中間期末残高		7,667	10,137	-
利益剰余金合計				
当期首残高		13,860	29,393	13,860
当中間期変動額				
中間純利益		7,667	10,137	15,532
当中間期変動額合計		7,667	10,137	15,532
当中間期末残高		21,527	39,531	29,393
出資者資本合計				
当期首残高		30,462	45,995	30,462
当中間期変動額				
中間純利益		7,667	10,137	15,532
当中間期変動額合計		7,667	10,137	15,532
当中間期末残高		38,130	56,133	45,995
評価・換算差額等				
繰延ヘッジ損益				
当期首残高		△8,645	△5,964	△8,645
当中間期変動額				
中間純利益		-	-	-
出資者資本以外の項目の				
当中間期変動額		2,803	255	2,681
(純額)				
当中間期変動額合計		2,803	255	2,681
当中間期末残高		△5,842	△5,708	△5,964

区分	注記 番号	前中間事業年度	当中間事業年度	前事業年度
		自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
管理勘定利益積立金				
当期首残高		47,565	53,666	47,565
当中間期変動額				
中間純利益		-	-	6,100
当中間期変動額合計		-	-	6,100
当中間期末残高		47,565	53,666	53,666
管理勘定中間未処分利益				
当期首残高		-	-	-
当中間期変動額				
中間純利益		3,509	576	-
当中間期変動額合計		3,509	576	-
当中間期末残高		3,509	576	-
純資産合計				
当期首残高		69,382	93,696	69,382
当中間期変動額				
中間純利益		11,176	10,714	21,632
出資者資本以外の項目の 当中間期変動額 （純額）		2,803	255	2,681
当中間期変動額合計		13,979	10,969	24,314
当中間期末残高		83,361	104,666	93,696

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間事業年度	当中間事業年度	前事業年度
		自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日	自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日	自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
中間純利益		11,176	10,714	21,632
減価償却費		176	174	345
資金運用収益		△ 259,191	△ 245,714	△ 511,641
資金調達費用		136,930	132,232	274,320
賞与引当金の増加額 (△は減少額)		10	4	6
役員賞与引当金の増加額 (△は減少額)		△ 0	0	△ 0
退職給付引当金の増加額 (△は減少額)		△ 36	18	△ 48
役員退職慰労引当金の増加額 (△は減少額)		△ 4	4	△ 3
地方公共団体健全化基金の増加額 (△は減少額)		△ 5	△ 592	216
金利変動準備金の増加額		220,000	220,000	220,000
公庫債権金利変動準備金の増加額 (△は減少額)		△ 105,810	△ 114,848	1,024
利差補てん積立金の減少額		△ 6,484	△ 5,860	△ 12,601
貸付金の純増(△)減		△ 7,119	2,207	△ 155,554
債券の純増減(△)		220,760	748,309	△ 154,272
借入金の純増減(△)		-	-	30,000
資金運用による収入		261,313	246,894	513,086
資金調達による支出		△ 137,009	△ 132,350	△ 271,287
その他		△ 608	505	1,507
営業活動によるキャッシュ・フロー		334,096	861,701	△ 43,268
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の償還による収入		1,314,600	2,470,000	4,065,600
有価証券の取得による支出		△ 1,743,920	△ 2,578,871	△ 4,370,780
有形固定資産の取得による支出		△ 97	△ 14	△ 108
無形固定資産の取得による支出		△ 60	△ 91	△ 75
有形固定資産の売却による収入		-	-	421
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 429,477	△ 108,977	△ 304,944
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
公営競技納付金収入		-	-	3,830
国庫納付による支出		-	△ 350,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		-	△ 350,000	3,830
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-	-
V 現金及び現金同等物の増加額 (△は減少額)		△ 95,381	402,723	△ 344,382
VI 現金及び現金同等物の期首残高		516,633	172,250	516,633
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高		421,251	574,973	172,250

重要な会計方針

項目	前中間事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。	同左	同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法によっております。	同左	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 20年～41年 その他 2年～19年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
4. 繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左	同左
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左	同左
6. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、

項目	前中間事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
	<p>当中間事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
7. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券 b ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建債券 c ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨預金の元利金の受取</p> <p>(3) ヘッジ方針 債券発行に伴う金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付し</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券及び借入金 b ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建債券 c ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨預金の元利金の受取</p> <p>(3) ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付し</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
	<p>しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 債券及び借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
8. (中間) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」であります。	同左	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。
9. 地方公共団体健全化基金の会計処理	「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第46条第1項の規定に基づき地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に準じて同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に準じて前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。	同左	法第46条第1項の規定に基づき地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。

項目	前中間事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
10. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。）第34条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条の規定に準じて算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条の規定に準じて算出した額を計上しております。</p>	同左	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。）第34条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
11. 利差補てん積立金の会計処理	<p>公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	同左	同左
12. 管理勘定利益積立金の会計処理	—	—	<p>管理勘定において生じた利益については、法附則第13条第8項及び整備令第26条第2項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30日)	当中間事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月 30日)	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月 31日)
			金として計上しております。
13. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

追加情報

項目	前中間事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用	当中間事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	—————	当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

注記事項等

(中間貸借対照表関係)

項目	前中間事業年度末 (平成23年9月30日)	当中間事業年度末 (平成24年9月30日)	前事業年度末 (平成24年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	230 百万円	214 百万円	186 百万円
2. 貸付金	<p>貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>なお、前期末において東日本大震災により払込期日を延長した元利金（前期末日現在</p>	<p>貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>なお、前期末において東日本大震災により払込期日を延長した元利金（前期末日現在</p>	<p>貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>なお、前期末において東日本大震災により払込期日を延長した元利金（前期末日現在</p>

項目	前中間事業年度末 (平成23年9月30日)	当中間事業年度末 (平成24年9月30日)	前事業年度末 (平成24年3月31日)
	2,543百万円)は、平成23年9月末日までに全額償還されております。		2,543百万円)は、平成23年9月20日までに全額償還されております。
3. 担保提供資産	(1) 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,549,813百万円の一般担保に供しております。 (2) デリバティブ取引の担保として、有価証券469百万円を差し入れております。	(1) 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,927,003百万円の一般担保に供しております。 (2) デリバティブ取引の担保として、有価証券37,455百万円を差し入れております。	(1) 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,176,696百万円の一般担保に供しております。 (2) デリバティブ取引の担保として、有価証券469百万円を差し入れております。
4. 特別法上の準備金等	(1) 金利変動準備金 法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に準ずるものであります。 (2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に準ずるものであります。 (3) 利差補てん積立金 法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものであります。	(1) 金利変動準備金 同左 (2) 公庫債権金利変動準備金 同左 (3) 利差補てん積立金 同左	(1) 金利変動準備金 法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に基づくものであります。 (2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものであります。 (3) 利差補てん積立金 同左

(中間損益計算書関係)

項目	前中間事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1. 当期(中間)純利益の勘定別内訳	一般勘定 7,667百万円 管理勘定 3,509百万円	一般勘定 10,137百万円 管理勘定 576百万円	一般勘定 15,532百万円 管理勘定 6,100百万円
2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について	—	平成24年度から平成26年度までの3年間で、総額1兆円を目途として、法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成24年度においては「平成24年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成24年総務省・財務省令第2号)に基づき、同準備金350,000百万円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。	—

(金融商品関係)

I 前中間事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達には10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。具体的には、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、超長期債の発行など様々な手段によって、貸付けと調達の期間の差異を縮小し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されており、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含めこれまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化

基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、旧公庫時代に行った、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングすることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少する又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年で貸付けを行います。一方で貸付原資の大部分を期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券の期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理のより一層の充実を図るため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね 20%以下、(2) デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 21 年度から平成 25 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めていきます。
- ・なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。

また、債券発行による資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。機構は、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によって

ヘッジしております。

余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券であります。

一般勘定の貸付金、債券については、管理目標を定め、アウトライヤー比率を金利リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

具体的には、保有する債券の年限構成を考慮して償還期間が10年を超える超長期債を含む様々な年限の債券発行等を行うことにより、平成21年度から平成25年度までの間、アウトライヤー比率がおおむね20%以下となるよう努めております。

アウトライヤー比率は以下の条件に基づき算出しております。

・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

・指標となる金利について

貸付金、債券の評価にあたっては、平成23年9月30日現在の国債レートを用いております。

・アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成23年9月30日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律200ベース・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

平成23年9月30日現在のアウトライヤー比率については以下のとおりであります。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200ベース・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

○ アウトライヤー比率 （ ）内は前年同期比

（単位：億円）

	アウトライヤー比率 (a)=- (b) / (e)	200 ベース・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に 相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券 (d)	
一般勘定	14.9% (+5.3%)	△2,726 (△1,190)	△8,450 (△3,216)	+5,724 (+2,027)	18,281 (+2,287)

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用していません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 23 年 9 月 30 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 660 億円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 670 億円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕金についても短期で運用することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	22,238,975	23,756,568	1,517,592
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	886,938	886,916	△22
(3) 現金預け金	421,251	421,251	-
資産計	23,547,166	25,064,735	1,517,569
債券	18,549,813	19,282,657	732,844
負債計	18,549,813	19,282,657	732,844
デリバティブ取引（*1） ヘッジ会計が適用されているもの	2,695	2,695	-
デリバティブ取引計	2,695	2,695	-

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成23年9月30日現在の国債レートをを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	国庫短期証券	425,938	425,916	△22
	譲渡性預金	461,000	461,000	-
	小計	886,938	886,916	△22
	合計	886,938	886,916	△22

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券	123,000	123,000	2,695	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	95,000	95,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	483,090	483,090	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	55,000	-	※2	
合計			756,090	701,090	2,695	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の中間決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
	貸付金	1,542,990	1,533,480	1,552,425	1,527,691	1,478,552	6,351,664	6,935,405
有価証券 満期保有目的のもの	886,938	-	-	-	-	-	-	-
預け金	421,251	-	-	-	-	-	-	-

(注3) 債券の中間決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
	債券	2,082,530	2,456,560	2,358,110	1,711,350	1,456,250	6,933,040	1,353,470

II 当中間事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達に10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会は原則年4回開催し、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体につ

いては地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、旧公庫時代に行った、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少する又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理のより一層の充実を図るため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね 20%以下、(2) デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 21 年度から平成 25 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めていきます。
- ・旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。なお、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で、法附則第 14 条の規定に基づき、総額 1 兆円を目途として管理勘定の金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものであります。

また、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少する又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。機構は、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び借入金であります。

一般勘定の貸付金、債券及び借入金については、管理目標を定め、アウトライヤー比率を金利リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

具体的には、保有する債券の年限構成を考慮して償還期間が10年を超える超長期債を含む様々な年限の債券発行等を行うことにより、平成21年度から平成25年度までの間、アウトライヤー比率がおおむね20%以下となるよう努めております。

アウトライヤー比率は以下の条件に基づき算出しております。

・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

・指標となる金利について

貸付金、債券及び借入金の評価にあたっては、平成24年9月30日現在の国債レートを用いております。

・アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成24年9月30日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律200ベース・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

平成24年9月30日現在のアウトライヤー比率については以下のとおりであります。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200ベース・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

○ アウトライヤー比率 () 内は前年同期比

(単位：百万円)

	アウトライヤー比率 (a)=- (b) / (e)	200 ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に 相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び 借入金 (d)	
一般勘定	15.6% (+0.7%)	△ 323,057 (△ 50,438)	△ 1,129,645 (△ 284,618)	806,588 (+234,179)	2,069,703 (+241,597)

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 24 年 9 月 30 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は 57,971 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は 58,815 百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕金についても短期で運用することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 24 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	22,385,203	23,989,467	1,604,264
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	871,904	871,864	△ 40
(3) 現金預け金	574,973	574,973	-
資産計	23,832,081	25,436,305	1,604,223
(1) 債券	18,927,003	19,756,893	829,889
(2) 借入金	30,000	30,577	577
負債計	18,957,003	19,787,470	830,467
デリバティブ取引 (*1) ヘッジ会計が適用されているもの	147	147	-
デリバティブ取引計	147	147	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成24年9月30日現在の国債レートをを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が中間貸借 対照表計上額を 越えないもの	国庫短期証券	479,904	479,864	△ 40
	譲渡性預金	392,000	392,000	-
	小計	871,904	871,864	△ 40
	合計	871,904	871,864	△ 40

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 借入金	258,500	258,500	147	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	95,000	95,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	666,389	666,389	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	55,000	-	※2	
合計			1,074,889	1,019,889	147	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の中間決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	10年超	20年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	10年以内	20年以内	30年以内
貸付金	1,532,757	1,562,436	1,569,058	1,540,729	1,478,193	6,419,136	6,930,374	1,352,515
有価証券								
満期保有目的のもの	872,000	-	-	-	-	-	-	-
預け金	574,973	-	-	-	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の中間決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	10年超	20年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	10年以内	20年以内	30年以内
債券	2,456,560	2,358,110	1,711,350	1,566,250	1,652,536	7,341,833	1,636,535	220,000
借入金	-	-	-	-	-	30,000	-	-

III 前事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達に10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会は原則年4回開催し、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1] 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、旧公庫時代に行った、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少する又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長30年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間10年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利

変動準備金等を積み立てております。

- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理のより一層の充実を図るため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね 20%以下、(2) デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 21 年度から平成 25 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めていきます。
- ・旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。なお、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で、法附則第 14 条の規定に基づき、総額 1 兆円を目途として管理勘定の金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

また、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少する又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。機構は、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び借入金であります。

一般勘定の貸付金、債券及び借入金については、管理目標を定め、アウトライヤー比率を金利リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

具体的には、保有する債券の年限構成を考慮して償還期間が 10 年を超える超長期債を含む様々な年限の債券発行等を行うことにより、平成 21 年度から平成 25 年度までの間、アウトライヤー比率がおおむね 20%以下となるよう努めております。

アウトライヤー比率は以下の条件に基づき算出しております。

- ・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

・指標となる金利について

貸付金、債券及び借入金の評価にあたっては、平成24年3月31日現在の国債レートを用いております。

・アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成24年3月31日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律200ベース・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

平成24年3月31日現在のアウトライヤー比率については以下のとおりであります。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200ベース・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

○ アウトライヤー比率 () 内は前年度比

(単位：百万円)

	アウトライヤー比率 (a)=- (b) / (e)	200 ベース・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に 相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び 借入金 (d)	
一般勘定	17.5% (+2.9%)	△321,992 (△88,064)	△998,914 (△306,305)	+676,921 (+218,240)	1,839,901 (+242,261)

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成24年3月31日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は61,644百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベース・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は62,558百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達が余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕金についても短期で運用することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 24 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	22,387,411	23,797,792	1,410,381
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	762,987	762,979	△8
(3) 現金預け金	172,250	172,250	-
資産計	23,322,648	24,733,021	1,410,373
(1) 債券	18,176,696	18,890,039	713,343
(2) 借入金	30,000	30,072	72
負債計	18,206,696	18,920,112	713,416
デリバティブ取引 (*1) ヘッジ会計が適用されているもの	222	222	-
デリバティブ取引計	222	222	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュフローを、平成 24 年 3 月 31 日現在の国債レートをを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照 表計上額を越え ないもの	国庫短期証券	96,987	96,979	△8
	譲渡性預金	666,000	666,000	-
	小計	762,987	762,979	△8
合計		762,987	762,979	△8

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 借入金	44,500	44,500	222	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	95,000	95,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	551,494	551,494	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	125,000	-	※2	
合計			815,994	690,994	222	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
	貸付金	1,555,010	1,552,019	1,548,246	1,540,203	1,481,212	6,369,714	6,939,819
有価証券								
満期保有目的のもの	762,987	-	-	-	-	-	-	-
預け金	172,249	-	-	-	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
	債券	2,030,560	2,164,070	1,931,670	1,680,970	1,560,228	7,058,245	1,549,120
借入金	-	-	-	-	-	30,000	-	-

(有価証券関係)

I 前中間事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 23 年 9 月 30 日現在)

(単位: 百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	425,938	425,916	△22	-	△22
譲渡性預金	461,000	461,000	-	-	-
合計	886,938	886,916	△22	-	△22

- (注) 1. 国庫短期証券の時価は、当中間事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。
3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

II 当中間事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 24 年 9 月 30 日現在)

(単位: 百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	479,904	479,864	△ 40	-	△ 40
譲渡性預金	392,000	392,000	-	-	-
合計	871,904	871,864	△ 40	-	△ 40

- (注) 1. 国庫短期証券の時価は、当中間事業年度末における市場価格に基づいております。
2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。
3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

III 前事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 24 年 3 月 31 日現在)

(単位: 百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	96,987	96,979	△8	-	△8
譲渡性預金	660,000	660,000	-	-	-
合計	762,987	762,979	△8	-	△8

- (注) 1. 国庫短期証券の時価は、当事業年度末における市場価格に基づいております。
2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。
3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(デリバティブ取引関係)

項目	前中間事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
取引の状況に関する事項	<p>1. 取引の内容 当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約であります。</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。</p> <p>なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券 b ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 同左</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び借入金 b ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 同左</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
	<p>c ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金の元利金の受取</p> <p>(3) ヘッジ方針 債券発行に伴う金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。</p> <p>また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。</p> <p>ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクにつ</p>	<p>c ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金の元利金の受取</p> <p>(3) ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。</p> <p>また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 債券及び借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 同左</p>	<p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 同左</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	<p>いてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。</p> <p>また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。</p> <p>4. 取引に係るリスク管理体制</p> <p>デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております。</p> <p>また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。</p>	<p>4. 取引に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>	<p>4. 取引に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(勘定別情報関係)

I 前中間事業年度

勘定別情報 (中間貸借対照表関係)

(平成 23 年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	4,426,370	17,812,605		22,238,975
有価証券	886,938			886,938
現金預け金	421,251			421,251
その他資産	4,830	11,836		16,666
有形固定資産	2,993			2,993
無形固定資産	679			679
一般勘定貸		1,153,035	△ 1,153,035	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	442,831		△ 442,831	
資産の部合計	6,185,895	18,977,478	△ 1,595,867	23,567,505
負債の部				
債券	3,202,908	15,346,904		18,549,813
その他負債	1,604	12,540		14,145
賞与引当金	51			51
役員賞与引当金	5			5
退職給付引当金	159			159
役員退職慰労引当金	22			22
地方公共団体健全化基金	915,818			915,818
基本地方公共団体健全化基金	908,104			908,104
組入地方公共団体健全化基金	7,713			7,713
管理勘定借	1,153,035		△ 1,153,035	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		442,831	△ 442,831	
特別法上の準備金等	880,000	3,124,127		4,004,127
金利変動準備金	880,000			880,000
公庫債権金利変動準備金		3,030,722		3,030,722
利差補てん積立金		93,404		93,404
負債の部合計	6,153,607	18,926,403	△ 1,595,867	23,484,143
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	21,527			21,527
一般勘定積立金	13,860			13,860
一般勘定中間未処分利益	7,667			7,667
評価・換算差額等	△ 5,842			△ 5,842

管理勘定利益積立金		51,074		51,074
管理勘定利益積立金		47,565		47,565
管理勘定中間未処分利益		3,509		3,509
純資産の部合計	32,287	51,074		83,361
負債及び純資産の部合計	6,185,895	18,977,478	△ 1,595,867	23,567,505

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定中間未処分利益、管理勘定中間未処分利益

中間損益計算書において計上した一般勘定の「中間純利益」は、「一般勘定中間未処分利益」として計上し、管理勘定の「中間純利益」は、「管理勘定中間未処分利益」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、法附則第9条第12項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

勘定別情報（中間損益計算書関係）

（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	39,741	233,681	△ 14,115	259,307
資金運用収益	33,445	225,746		259,191
役務取引等収益	96			96
その他経常収益	20			20
地方公共団体健全化基金受入額	5			5
その他の経常収益	14			14
管理勘定事務受託費	423		△ 423	
地方公共団体健全化基金受取利息	5,756		△ 5,756	
一般勘定貸受取利息		196	△ 196	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		7,739	△ 7,739	
経常費用	32,074	122,467	△ 14,115	140,425
資金調達費用	21,694	115,235		136,930
役務取引等費用	19	113		133
その他業務費用	1,245	887		2,132
営業経費	1,178	50		1,228
管理勘定借支払利息	196		△ 196	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	7,739		△ 7,739	
一般勘定事務委託費		423	△ 423	
地方公共団体健全化基金支払利息		5,756	△ 5,756	
経常利益	7,667	111,214		118,881
特別利益	220,000	226,484	△ 220,000	226,484
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000
利差補てん積立金取崩額		6,484		6,484
特別損失	220,000	334,189	△ 220,000	334,189
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		114,189		114,189
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
中間純利益	7,667	3,509		11,176

II 当中間事業年度

勘定別情報（中間貸借対照表関係）

（平成24年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機 構
資産の部				
貸付金	6,141,060	16,244,143		22,385,203
有価証券	871,904			871,904
現金預け金	574,973			574,973
その他資産	3,149	10,503		13,653
有形固定資産	2,547			2,547
無形固定資産	540			540
一般勘定貸		1,052,816	△ 1,052,816	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	292,831		△ 292,831	
資産の部合計	7,887,007	17,307,463	△ 1,345,648	23,848,822
負債の部				
債券	4,732,218	14,194,785		18,927,003
借入金	30,000			30,000
その他負債	2,016	11,468		13,484
賞与引当金	51			51
役員賞与引当金	7			7
退職給付引当金	165			165
役員退職慰労引当金	28			28
地方公共団体健全化基金	919,279			919,279
基本地方公共団体健全化基金	911,935			911,935
組入地方公共団体健全化基金	7,344			7,344
管理勘定借	1,052,816		△ 1,052,816	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		292,831	△ 292,831	
特別法上の準備金等	1,100,000	2,754,135		3,854,135
金利変動準備金	1,100,000			1,100,000
公庫債権金利変動準備金		2,672,708		2,672,708
利差補てん積立金		81,427		81,427
負債の部合計	7,836,583	17,253,221	△ 1,345,648	23,744,156
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	39,531			39,531
一般勘定積立金	29,393			29,393
一般勘定中間未処分利益	10,137			10,137
評価・換算差額等	△ 5,708			△ 5,708

管理勘定利益積立金		54,242		54,242
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
管理勘定中間未処分利益		576		576
純資産の部合計	50,424	54,242		104,666
負債及び純資産の部合計	7,887,007	17,307,463	△ 1,345,648	23,848,822

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定中間未処分利益、管理勘定中間未処分利益

中間損益計算書において計上した一般勘定の「中間純利益」は、「一般勘定中間未処分利益」として計上し、管理勘定の「中間純利益」は、「管理勘定中間未処分利益」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、法附則第9条第12項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

勘定別情報（中間損益計算書関係）

（平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	48,907	208,905	△ 11,138	246,674
資金運用収益	43,771	201,943		245,714
役務取引等収益	90			90
その他経常収益	868	0		868
地方公共団体健全化基金受入額	592			592
その他の経常収益	276	0		276
管理勘定事務受託費	450		△ 450	
地方公共団体健全化基金受取利息	3,726		△ 3,726	
一般勘定貸受取利息		159	△ 159	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		6,802	△ 6,802	
経常費用	38,769	109,037	△ 11,138	136,669
資金調達費用	28,865	103,367		132,232
役務取引等費用	28	106		134
その他業務費用	1,622	1,317		2,939
営業経費	1,291	71		1,362
管理勘定借支払利息	159		△ 159	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	6,802		△ 6,802	
一般勘定事務委託費		450	△ 450	
地方公共団体健全化基金支払利息		3,726	△ 3,726	
経常利益	10,137	99,867		110,005
特別利益	220,000	575,860	△ 220,000	575,860
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		570,000		570,000
利差補てん積立金取崩額		5,860		5,860
特別損失	220,000	675,151	△ 220,000	675,151
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		105,151		105,151
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
国庫納付金		350,000		350,000
中間純利益	10,137	576		10,714

Ⅲ 前事業年度

勘定別情報（貸借対照表関係）

（平成 24 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	5,351,164	17,036,246		22,387,411
有価証券	762,987			762,987
現金預け金	172,250			172,250
その他資産	2,628	12,266		14,894
有形固定資産	2,563			2,563
無形固定資産	600			600
一般勘定貸		820,207	△ 820,207	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	292,831		△ 292,831	
資産の部合計	6,585,025	17,868,720	△ 1,113,038	23,340,707
負債の部				
債券	3,892,818	14,283,877		18,176,696
借入金	30,000			30,000
その他負債	1,872	13,500		15,373
賞与引当金	47			47
役員賞与引当金	6			6
退職給付引当金	146			146
役員退職慰労引当金	23			23
地方公共団体健全化基金	919,871			919,871
基本地方公共団体健全化基金	911,935			911,935
組入地方公共団体健全化基金	7,936			7,936
管理勘定借	820,207		△ 820,207	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		292,831	△ 292,831	
特別法上の準備金等	880,000	3,224,844		4,104,844
金利変動準備金	880,000			880,000
公庫債権金利変動準備金		3,137,557		3,137,557
利差補てん積立金		87,287		87,287
負債の部合計	6,544,995	17,815,054	△ 1,113,038	23,247,010
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	29,393			29,393
一般勘定積立金	29,393			29,393
評価・換算差額等	△ 5,964			△ 5,964
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	40,030	53,666		93,696
負債及び純資産の部合計	6,585,025	17,868,720	△ 1,113,038	23,340,707

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、法附則第9条第12項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

勘定別情報（損益計算書関係）
（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機 構
経常収益	83,092	456,669	△ 27,957	511,805
資金運用収益	70,563	441,078		511,641
役務取引等収益	128			128
その他経常収益	31	3		34
管理勘定事務受託費	930		△ 930	
地方公共団体健全化基金受取利息	11,438		△ 11,438	
一般勘定貸受取利息		635	△ 635	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		14,952	△ 14,952	
経常費用	67,560	242,146	△ 27,957	281,749
資金調達費用	46,922	227,397		274,320
役務取引等費用	43	231		275
その他業務費用	2,503	2,035		4,539
営業経費	2,272	113		2,385
その他経常費用	229			229
地方公共団体健全化基金組入額	216			216
その他の経常費用	12			12
管理勘定借支払利息	635		△ 635	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	14,952		△ 14,952	
一般勘定事務委託費		930	△ 930	
地方公共団体健全化基金支払利息		11,438	△ 11,438	
経常利益	15,532	214,523		230,055
特別利益	220,000	232,601	△ 220,000	232,601
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000
利差補てん積立金取崩額		12,601		12,601
特別損失	220,000	441,024	△ 220,000	441,024
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		221,024		221,024
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
当期純利益	15,532	6,100		21,632

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当中間事業年度末（平成 24 年 9 月 30 日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

①資産の部

現金預け金 銀行への預け金 574,973 百万円その他であります。

その他資産 未収収益 13,344 百万円（貸付金利息 12,942 百万円その他）、その他の資産 309 百万円（差入保証金 103 百万円その他）であります。

②負債の部

その他負債 未払費用 13,059 百万円（債券利息 13,057 百万円その他）、その他の負債 416 百万円（未払金 107 百万円、リース債務 23 百万円その他）その他であります。

(3) 【その他】

該当ありません。

第 6 【機構の参考情報】

機構のホームページにおいて、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を公開しております。

（アドレス：<http://www.jfm.go.jp/>）

独立監査人の中間監査報告書

平成 24 年 11 月 30 日

地方公共団体金融機構
理事長 渡邊 雄 司 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 暢 一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樋澤 克彦 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒張 健 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山 修一郎 印

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第 37 条第 1 項の規定に基づき、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの第 5 期事業年度の中間会計期間（平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間純資産変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する理事長の責任

理事長の責任は、機構関係法令（法及び法に基づく命令その他関係法令をいう。以下同じ。）及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、機構の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当機構が別途保管しております。
2. 第5【経理の状況】に掲げられている財務諸表は、独立監査人の監査を受けた財務諸表について、当機構において前事業年度の財務諸表を併せて掲げるために加工したものであります。

